

健難発 1221 第 2 号
平成 29 年 12 月 21 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御 中

厚生労働省健康局難病対策課長
(公 印 省 略)

「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

平素より厚生労働行政につきまして種々御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

小児慢性特定疾病医療支援の給付（小児慢性特定疾病医療費）に係る公費負担者番号の設定については、「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」（平成 26 年 11 月 20 日付け雇児母発 1120 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により通知しているところですが、福島県福島市、埼玉県川口市、大阪府八尾市、兵庫県明石市、鳥取県鳥取市及び島根県松江市において福島県、埼玉県、大阪府、兵庫県、鳥取県及び島根県が行っている上記給付については、平成 30 年 4 月 1 日より新たに中核市となる福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市及び松江市が実施することとなりますので、同市の公費負担者番号を新たに設定し、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知いたしました。

つきましては、この件につき御了知の上、関係機関に御周知下さいますようお願い申し上げます。